

アカウント登録個別規定

発行日：令和7年4月18日

第1条 本規約の目的

この個別規定（以下、「本規約」という。）は、大分県畜産デジタル推進協議会（以下、「協議会」という。）が運営する「大分県畜産共通システム」（以下、「本システム」という。）が提供するサービスの利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）がアカウントの付与を受けるにあたり、合意ないし承知していただくべき事項を定めることを目的とし、「大分県畜産共通システム」利用規約第2条第3項の個別規定として定めるものです。

第2条 用語の定義

- 1 本規約における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - （1）「データ提供者」とは、本システムが提供するデータ連携基盤を利用し、データ等を提供する者をいいます。
 - （2）「データ利用者」とは、本システムが提供するデータ連携基盤を利用し、データ等を取得し利用する者をいいます。
 - （3）「アカウント利用者」とは、本規約第3条第1項によりアカウントを付与された者をいい、「データ提供者」および「データ利用者」を含みます。

第3条 アカウントの登録申請

- 1 利用希望者は、本システムの利用規約および個別規定に合意の上、次のいずれかの方法により、協議会へアカウントの登録申請を行うものとします。
 - （1）協議会が指定する様式に必要事項を入力し、協議会に申請する方法
 - （2）協議会が指定する電子申請フォーム等に必要事項を入力し、協議会に申請する方法
 - （3）その他協議会が指定する方法
- 2 前項の申請に対し、協議会から書面（電子メールを含む。）による承諾の意思表示が行われたとき、または協議会からアカウントが付与された旨の通知がなされたときの、いずれか早いときに、前項で申請した内容により本システムの利用契約（以下、「本契約」という。）が成立するものとします。

第4条 アカウントの発行

- 1 協議会は、前条第1項により利用希望者から申請があった場合、利用希望者が以下のいずれかの区分に該当することを確認の上、利用希望者の利用区分に応じてアカウントを付与し、ユーザーIDおよび仮パスワードを通知することとします。
 - ア 大分県内で黒毛和種の子牛生産を行う個人、法人もしくはその他団体等

- イ 協議会の正会員もしくは賛助会員である団体等の職員で、データ提供利用個別規定第2条第1項第2号から第8号に定める業務その他大分県内における畜産業の振興に係る業務に従事する者
- 2 協議会は、前項の確認の結果、利用希望者がアもしくはイのいずれにも該当しない場合、利用希望者からの申請内容に不備もしくは虚偽がある場合、利用希望者が本システムの利用規約および個別規定に定める事項に違反し、また違反する恐れがあると認められる場合は、その申請を不受理とすることがあります。
- 3 協議会は、前項の規定により申請を不受理とした場合、利用希望者に対して電子メール等によりその事由を通知することとします。

第5条 アカウント情報の変更

- 1 アカウント利用者は、協議会に申請した内容に変更が生じた場合は、変更が生じた項目および内容について第2条第1項に準じて協議会に報告しなければなりません。
- 2 協議会は、前項の規定により変更の報告を受けた場合、その内容について前条第1項に準じて確認の上、当該アカウントの登録事項の変更を行うものとします。

第6条 アカウントの利用中止・削除

- 1 アカウント利用者は、廃業その他自己の都合によりアカウントの利用を中止する場合は、第2条第1項に準じて協議会に報告しなければなりません。
- 2 協議会は、前項の規定により利用中止の報告を受けた場合、当該アカウントの登録情報を削除し、アカウント利用者へ電子メール等によりその旨の通知がなされたときをもって、本契約が解除されるものとします。
- 3 協議会は、アカウント利用者に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、もしくは該当する事実が発覚した場合、何ら催告なくして、本契約を解除することができるものとします。
- (1) 本規約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
- (2) 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立てが債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合（特別清算の場合には手続開始命令をした場合）とする。
- 4 データ提供者は、契約の解除時まで本システムに提供していた提供データの継続的利用を異議なく承諾し、無償で継続的に利用することを許諾するものとします。

第7条 秘密保持義務

- 1 協議会およびアカウント利用者は、本契約を通じて知り得た、他のアカウント利用者（以

下、「開示者」という。)の知的財産、営業秘密、限定提供データ、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(以下、「個人情報保護法」という。)に定める個人情報および個人データ(以下、「個人情報等」といいます。)を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、個人情報等を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならないものとします。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合、または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた個人情報等については、個人情報等の開示を受けた当事者(以下「被開示者」という。)は、その請求に応じる限りにおいて開示することができるものとします。

- 2 被開示者は、本規約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができるものとします。

第8条 反社会的勢力の排除

- 1 協議会およびアカウント利用者は、本システムの利用に際して、自らが暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、その他これらに準ずる者又はその構成員(以下、「反社会的勢力」という。)に所属もしくは該当せず、かつ、反社会的勢力と関与していないことを表明し、将来にわたっても所属もしくは該当、または関与しないことを確約するものとします。
- 2 協議会は、アカウント利用者が反社会的勢力に該当し、または以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、当該アカウントの利用を停止し、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 協議会は、アカウント利用者が自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害す

る行為、その他これらに準ずる行為を行った場合には、何らの催告を要せず、当該アカウントの利用を停止し、本契約を解除することができるものとします。

- 4 協議会は、本条に基づくアカウントの利用停止措置によってアカウント利用者もしくは第三者に生じた損害について、一切の義務および責任を負わないものとします。

第9条 利用料金等

- 1 協議会は、アカウント利用者に対する適正かつ円滑なサービスの提供に必要な経費に充てるため、本システムの機能を利用し利益を受けるアカウント利用者及び団体（以下、「受益者等」という。）に対して、本システムの運用に要する経費を限度として、利用料金その他負担金（以下、「利用料金等」という。）を求めることができることとします。
- 2 協議会は、前項の規定により利用料金等を請求しようとする場合は、総会において対象となる受益者等、請求金額、支払方法について協議し、決定することとします。
- 3 協議会は、前項において利用料金等を請求した受益者等から、支払期限までに利用料金等が納付されない場合、当該受益者等から利用料金等が納付されるまでの間、当該受益者等に付与されたアカウントの利用の停止その他協議会が適切と判断する措置（以下、「利用停止措置等」といいます。）をとることができるものとします。
- 4 受益者等は、前項の利用停止措置等により自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、協議会に対していかなる損害賠償をも請求しないものとします。

第10条 存続条項

本規定に特段の規定がない限り、本契約が解除された後も、以下の規定は有効に存続するものとします。

（1）「大分県畜産共通システム」利用規約

第5条 権利の帰属

第6条 禁止事項

第8条 免責事項

第9条 準拠法・裁判管轄

（2）データ提供利用個別規定

第4条 提供データに対する保証・非保証

第5条 データ利用者へのデータ提供

第6条 派生データ等の取扱

第7条 提供データの管理

第9条 データ漏えい等の場合の対応および責任

（3）アカウント登録個別規定

第8条 秘密保持義務

第10条 完全条項・分離可能性

第11条 完全条項・分離可能性

- 1 本契約は、本システムのアカウント利用者と協議会との間の完全なる法的合意を構成するものであり、本契約成立以前になされたこれに関する協議および合意のすべてによって代わられるものとします。